

固定資産税の特例について

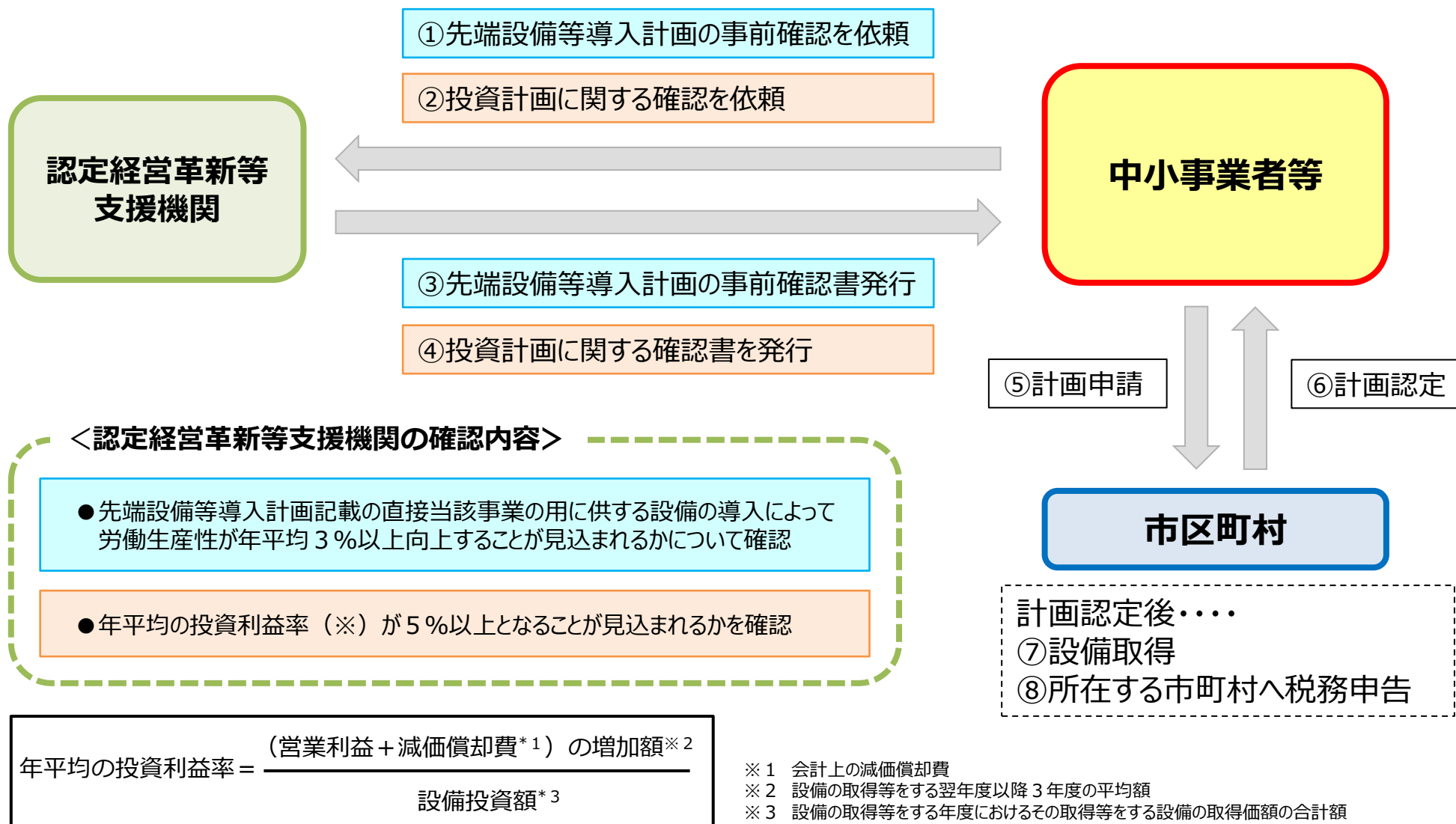
- 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者	資本金 1 億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）。
対象設備 (※ 1)	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率 5 %以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ① 機械装置（160万円以上） ② 測定工具及び検査工具（30万円以上） ③ 器具備品（30万円以上） ④ 建物附属設備（※ 2）（60万円以上）
その他要件	・ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を 3 年間に限り、1 / 2 に軽減。 さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を 1 / 3 に軽減。 ・ 令和 6 年 3 月 3 1 日までに取得した設備： 5 年間 ・ 令和 7 年 3 月 3 1 日までに取得した設備： 4 年間

※ 1 市町村によって異なる場合あり ※ 2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

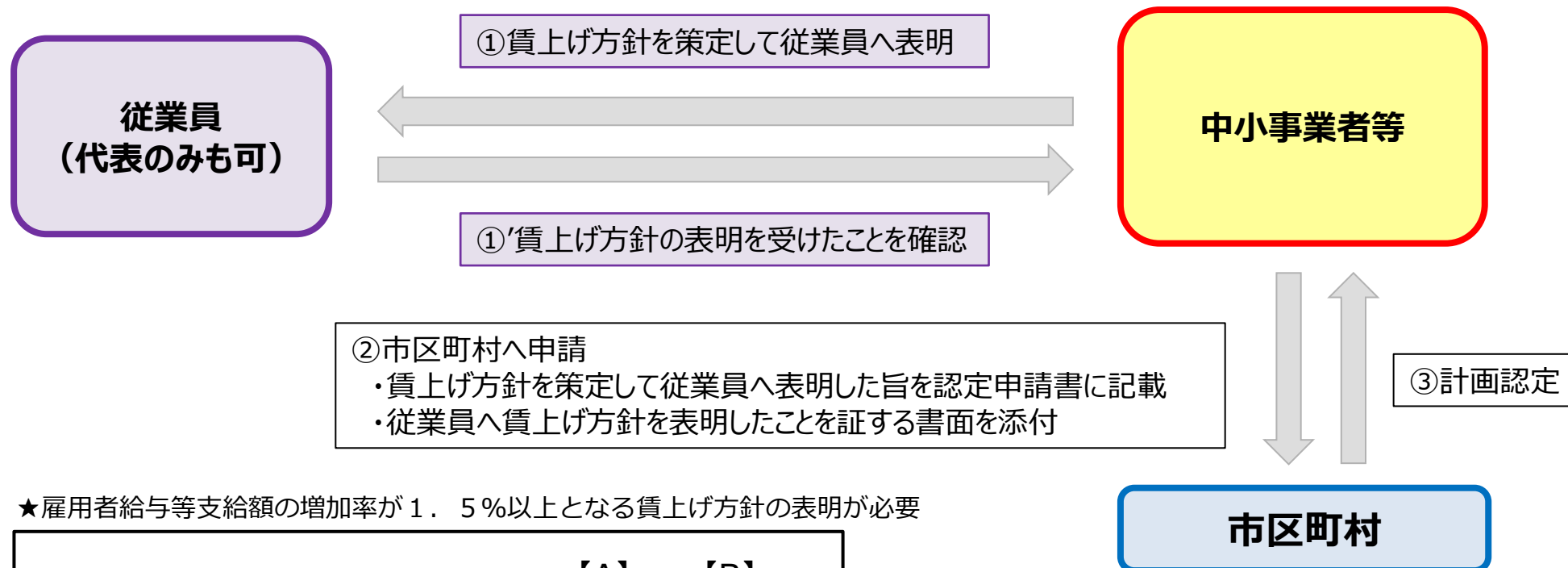
固定資産税の特例について（スキーム図①）

～投資利益の要件について～



固定資産税の特例について（スキーム図②） ～賃上げ方針の表明について～

→ 賃上げ方針を表明し、1 / 3に軽減される措置を受けたい場合



★雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げ方針の表明が必要

$$\text{雇用者給与等支給額}_{\times 1} \text{の増加率} = \frac{\text{【A】} - \text{【B】}}{\text{【B】}}$$

(※1) 適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与）の支給額のこと。

【A】 計画認定の申請日の属する事業年度^{※2}又は 当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額

(※2) 令和5年4月1日以後に開始する事業年度に限る。

【B】 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額

(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが**【必須】**です。
- 市区町村に「先端設備等導入計画」を申請する際は、認定経営革新支援機関から発行される「投資計画に関する確認書」も同時に提出する必要があります。(変更申請により設備を追加する場合も同様です。)

○設備取得と計画認定のフロー

